

議案第15号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 改正趣旨

厚生労働省令で定められている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されることから、当該改正に合わせて、本条例を改正するもの

2 主な改正内容

第1条関係 民法の「子の懲戒」に関する規定の削除に伴い、「子の懲戒に関する家庭的保育事業者等の権限濫用の禁止」に関する規定を削除

第2条関係

(1) 安全計画の策定等の追加

これまで保育所保育指針にて定められていた利用乳幼児の安全確保に係る安全計画の策定等に関する規定を追加

(2) 送迎用バスにおけるブザー等の設置の義務に関する規定の追加

送迎用バスを運行する家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に対し、利用乳幼児の見落としを防止するブザー等の装置の設置を義務とする規定を追加（令和6年3月31日まで装置設置に関する経過措置）

(3) 職員の専従規定の改正

保育に従事する職員は、これまで併設する他の社会福祉施設等の職員を兼ねることができなかったが、保育に支障のない場合に限り、併設する他の社会福祉施設等の利用児童と交流する場合において当該社会福祉施設等の職員を兼ねることができるよう規定を改正

3 施行年月日

第1条関係 公布の日

第2条関係 令和5年4月1日

4 根拠条文

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 463-2836